収受印

奈良県 税事務所長 殿

地方税法附則第59条第1項の規定により、以下のとおり徴収の猶予を申請します。

申請者名等(以下の項目について、ご記入をお願いします。) 奈良県B市XXX 住 所 申請年月日 令和 2年 6月 15日 所在地 電話番号 XXXX(XX)XXXX 携帯電話 整理番号 氏 名 株式会社 〇〇〇〇 者 代表取締役 〇〇 太郎 名 称 年度 税 目 上納期限 納付書番号等 猶予を希望する期間 (延滞金等) R2 R2-6-30 12月間 XXXXX 納期限の翌日から R3 6 30 全 1.000.000 a期限の翌日から まで 自動車税種別割の場合の記載例 納期限 翌日から まで R2 自動車税種別割 R2·6·1 39.500 奈良〇〇〇あ〇〇〇 納期限の翌日 R3 6 1 まで 12月間 徴 納期限の翌日から まで 月間 計 1,000,000 合 新型 コロナウイルス ✓ イベント等の自粛で収入が減少 / 外出自粛要請で収入が減少 / その他の理由で収入が減少

2 猶予額の計算(書き方が分からない場合は、職員が聞き取りをしながら記載します。 (注)会計ソフト等で作成した試算表などで代用いただいても構いません。

(1) 収入の減少の状況等

威染症等の影響

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

	令 和 3 月	2年 4 月	(当年)		前年同月		収入減少率	
	3 月	4 月	- D				収入減少率	
		- - 71	5月	3月	4 月	5月	1 - (3 ÷ 6)	
3.6	12.4 77	円 2,977,865	2,850,918	2,293,453	5,009,821	3,089,121	1 - (④÷⑦) 1 - (⑤÷⑧) のうち最大の ものを記載。	
† 3.6	12.477	④ 2.977.865	⑤ 2.850.918	⑥ 2.293.453	⑦ 5.009.821	® 3,089,121	41	
2,5	97,892	2,203,484	2,189,075	3,312,381	3.569.345	2,157,831	-	
设管理費 62	1,931	511,192	407,987	667,123	690,812	413,125	支出平均額	
返済 20	0,000	0	0	250,000	250,000	250,000	(⑨+⑩+⑪) ÷記入月数	
活費 25	0,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	99	
. 9		00	10	4 479 504	4 760 157	3 070 956	3,160,520	
)	反済 20 舌費 25	返済 200,000 适費 250,000	反済 200,000 0 5費 250,000 250,000	返済 200,000 0 0 5費 250,000 250,000 250,000	返済 200,000 0 0 250,000 250,0	返済 200,000 0 0 250,000 250,0	返済 200,000 0 0 250,000 250,000 250,000 5 250,000 250,000 250,000 250,000 250,000	

 $1 - (4 \div 7)$ $1 - (5 \div 8)$ のうち最大の ものを記載 41 支出平均額

(注)売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際にす 払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 □ 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) □ 採取

税理士 署名押印	45	電話番号	
	Ħ1		税理士法第30条の書面提出有

日中にご連絡が可能な電話番号を記載してくださ

申請書を提出する日を記載してください。 納期限までに申請が必要です。

住所、氏名(名称)を記載し、押印してください。 法人が申請する場合は、法人の所在地及び名称、代 表者の役職及び氏名を併せて記載してください。 (法人の場合の電話番号については、担当部署の連 絡先を記載してください。)

納期限の翌日から最大1年以内の期間を記載して ください。

ただし、中間申告による法人は「確定申告書の提出 期限までの期間」を記載してください。

自動車税種別割については、自動車登録番号を、 その他の税目については、納付書に記載のある課 税番号を記載してください。

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)にお いて、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少 していることを示すためのものです。収入・支出状 況の把握のため3か月分の記載欄がありますが、 計算の際は、減少率の大きいものを記載してくだ さい。

※月の途中(21日~翌月20日など)の計算でも差 し支えありません。

税理士による代理申請の場合に記載してください。

個人の方は、事業の支出以外に個人的な生活費 も記載します。

猶予を受けようとする県税等を所管する事務所

長名(奈良県税事務所長、中南和県税事務所長ま

たは自動車税事務所長)を記載してください。提

出先の事務所ごとに申請書を作成する必要があ

※自動車税種別割については、全て自動車税事

※所管する事務所については、次ページ右下を

納税通知書等の内容を参考に徴収猶予を希望す

また、年度及び税目やいずれかの欄に、併せて期 別を記載していただいても構いません。

それぞれの納期限を記載してください。なお、令

和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限

該当する理由にレ点を記載してください。

新型コロナウイルス感染症やそのまん延防止の

ための措置の影響により収入が減少しているこ

最近(2か月程度)の国税や社会保険料の納

税の猶予申請書及び猶予許可通知書の写し の提出をもって申請書の記載の簡素化及び

添付書類の提出の省略が可能です。(国有財 産の貸付料等の履行延期に係る収入の減少

状況等に関する申請書及び履行延期承認通

知書の写しを含む。)

務所あての提出となります。

る税について記載してください。

が到来するものが対象です。

とが必要です。

ご確認ください。

ります。

最近(2か月程度)の国税や社会保険料の納 税の猶予申請書及び猶予許可通知書の写し の提出をもって申請書の記載の簡素化及び 添付書類の提出の省略が可能です。(国有財 産の貸付料等の履行延期に係る収入の減少 状況等に関する申請書及び履行延期承認通 知書の写しを含む。)

チェックボックスはあくまで他の猶予制度の希望 欄であり、当然にこれだけで他の猶予制度が適 用されるわけではありませんので、ご留意くださ い。

猶予期間中に一部納付や分割納付を希望される 場合はその納付計画を記載してください。

(2) 当面の運転資金等の状況等

当面の運転資金等 18.963.120 (①×6(6か月分))

今後6か月間に予定されて 300,000 いる臨時支出等の額

当面の支出 19,263,120 見込額(3)

(3) 現金 預貯金残高

※職員記入欄 □ 一時納付·納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) □ 聴取

	金額		金額		18 人 25 10 人 0		
現金	200,000 円	預貯金	1,945,463	円	現金・預貯金の 合計(個)	2,145,463	円

(4) 納付可能金額

(4) (現金・預貯金残高) - (3) (当面の支出見込額)

納付可能金額(IB)

(マイナスの場合は0)

0

(5) 猶予を受けようとする金額

(①+②)納付・納入すべき税

1,000,000

(⑤)納付可能金額 0

猶予額 1.000.000

3 その他の猶予申請(他の猶予の申請を併せて希望する場合)

▶☑この申請が許可されなかった場合(※)は、他の猶予制度(換価の猶予)の適用を希望します。

※ 例えば、収入の減少率が低いときはこの申請は許可されませんが、他の猶予制度(換価の猶予)により猶予を 受けられる場合がありますので、職員から他の猶予制度についてご案内します。

備考

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておお むね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減 少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の 減少」の計算には含まれません。

《「納付可能金額」とは…》

当面(向こう6か月分)の事業資金・生活費等を超える現金・預貯金をお持ちの場合、その超えた金額について は、「納付可能金額」として納期限までに納付していただく必要があります。

- 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。
- 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。
- ・ 今後(2か月程度)に、国税や社会保険料などの納税の猶予申請をされる場合には、この申請書 の写しを利用できますので、写しを手元に保管しておくことをおすすめします。

奈良県

今後想定される臨時的な支出額を記載してくださ い。確定しない場合は概算で構いません。

猶予することができない金額となります。納期限 までに納付していただく必要があります。

申請書類についての問い合わせ・提出先

<奈良県税事務所>

●所在地

〒630-8113

奈良市法蓮町757(奈良総合庁舎内)

- ●電話番号
- 0742-20-4532
- ●管轄区域

奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、 山辺郡、生駒郡、奈良県外に本店がある法人

<中南和県税事務所>

●所在地

〒634-8506

橿原市常盤町605-5(橿原総合庁舎)

- ●雷話番号
- 0744-48-3007 0744-48-3008
- ●管轄区域

大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、 五條市、香芝市、葛城市、宇陀市、磯城郡、 宇陀郡、高市郡、北葛城郡、吉野郡

<自動車税事務所>

●所在地

〒639-1184

- 大和郡山市満願寺町60-1(郡山総合庁舎内) ●電話番号
 - 0743-51-0082
- ●管轄区域

奈良県全域(自動車税種別割)